

社会福祉法人鶴足津福祉会 一般事業主行動計画

当法人は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女活法」という。）第8条及び次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）第12条に基づき、職員がその能力を発揮し、女性の活躍に必要なワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の構築とともに、男女が仕事と子育ての両立を図りながら、働きやすい職場環境の整備を行うため、次のように次期行動計画（以下「計画」という。）を策定する。

1 計画期間

- (1) 女活法に基づく計画 : 令和7年6月1日から令和12年3月31日までの5年間
- (2) 次世代法に基づく計画: 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

2 目標（情報公表項目。なお、②は、令和4年7月の女活法改正に伴い令和5年6月に追加。④⑤は、令和6年5月に次世代法の改正に伴い令和7年4月に追加）

- (1) 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供
 - ① 管理職（施設長、副施設長等）に占める女性の割合を50%以上とする。
（参考 令和7年4月現在の割合：12人/24人=50%）
 - ② 男女の賃金の差異（男性労働者の賃金の平均に対する女性労働者の賃金の平均の割合）を正社員又はパート・有期契約社員で各90%以上とする。
（参考 令和6年度実績：正社員89%・パート等98%）
- (2) 職業生活と家庭生活・子育てとの両立に資する雇用環境の整備
 - ③ 職員の年次有給休暇取得率を全施設の平均で50%以上とする。
（参考 令和6年度実績：全体平均取得率（22施設）57%）
 - ④ 育児休業等の取得割合（配偶者が出産した男性職員の数に対する育児休業等を得た男性職員の数の割合）を80%以上とする。
（参考 令和6年度実績：対象施設（4施設）の取得割合5人/6人=83%）
 - ⑤ 職員一人当たりの月平均時間外労働及び休日労働の合計時間数を30時間未満とする。
（参考 令和6年度実績：月平均30時間以上の労働者数0人/750人）

3 取組内容

- (1) 女性職員の採用を拡大する。

【対策】

令和7年4月～ 女性職員等の新規採用者拡大に向けた、大学、専門学校等への募集説明会を実施・拡充する。

- (2) 結婚、妊娠、出産、育児及び介護等の事由により、女性職員が退職することなく、継続して就労することを定着させるとともに、男性職員についても、育児参加等を促す。

【対策】

令和7年4月～ 仕事と家庭・子育ての両立支援に向けた、働き方改革や育児休業制度の内容を周知啓発するとともに、ハラスメント防止に向けた職員アンケートの実施及び相談体制の整備を図る。

- (3) 能力開発及びキャリアアップを支援するなど、女性職員の自発的な意識改革及び行動改革を促す。

【対策】

令和7年4月～ 介護福祉士等国家資格の取得率向上と人材育成に向け、職員研修を充実する。